

令和6年度 山口県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修開催要領

- 1 目的：** 令和6年4月に改正された精神保健福祉法における入院者訪問支援事業の実施に向けて、面会交流が途絶えやすくなることが想定される市町村長同意による医療保護入院者等の希望に応じて、訪問によりその方の話を聴くほか、入院中の生活に関する相談や必要な情報の提供等を行う訪問支援員を養成するため。
- 2 主催：** 山口県精神保健福祉センター
- 3 対象：** 入院者訪問支援事業において訪問支援員として業務に従事することを希望する者
- 4 定員：** 20名程度 ※応募者多数の場合は、受講できない場合があります。
- 5 日程及び内容：** 講義と演習の両方の受講が必要です。講義は厚生労働省のホームページから各自視聴し、事前課題に回答してください。演習は、講義を視聴し、課題を提出した方のみ、対面で行います。

内容	日時	方法	場所	備考
講義	受講決定～ 11月22日（金）まで	オンラインにて各自視聴		課題提出 (11月22日締切)
演習	12月1日（日） 9:00～17:00を予定	対面研修	山口県福祉総合相談支援センター 会議室	

※講義、演習の詳細については「令和6年度 山口県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修プログラム」参照

- 6 場所：** 山口県福祉総合相談支援センター会議室（山口市吉敷下東4丁目17-1）

7 申込方法等

- (1) 申込方法** 以下の受付フォームまたはQRコードからお申込みください。

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/cm911FDH>

- (2) 申込期限** 令和6年11月1日（金）

- (3) キャンセル** キャンセルや欠席連絡は、前日までに下記問い合わせ先に電話でお願いします。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

8 参考資料

- 以下の URL、プログラムのオンライン講義より、入院者訪問支援事業の内容についてご確認いただき、ご理解していただいたうえで、ご応募ください。

○厚労省 HP（入院者訪問支援事業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html

